◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
1　掲載日　令和８年２月10日（号外政府調達第26号）
2　訂正内容
⑴　40ページ４段目掲載の「１　調達内容⑶及び⑸」において、「入札説明書」を「入札説明書（新旧対照表）」に訂正します。
⑵　40ページ４段目掲載の「１　調達内容⑷」において、「令和８年５月25日」を「令和８年５月25日　自動更新条項付。最大５回」に訂正します。
⑶　40ページ４段目掲載の「１　調達内容⑹」において、「令和８年３月25日11時00分」を「令和８年３月30日11時00分」に訂正します。
⑷　41ページ１段目掲載の「３　入札者に求められる義務等」において、「令和８年３月18日11時00分まで」を「令和８年３月24日11時00分まで」に訂正します。
⑸　41ページ３段目掲載の「６　Summary ⑹」において、「11：00　18　March　2026」を「11：00　24 March 2026」に訂正します。

入札公告の取消

令和８年３月13日
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長　藤澤　　亘
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　46
令和８年１月26日付（号外政府調達第15号・60ページ３段目～61ページ２段目）の入札公告第30号「消滅型生ごみ処理機　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月13日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　石原　　洋
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第 21 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）等浚渫工事
⑶　工事場所　大阪港　北港南地区、堺泉北港汐見沖地区、阪南港　阪南地区
⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）、堺泉北港汐見沖地区の浚渫工及び土砂投入工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から令和９年３月10日まで
⑹　本工事は、施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事であり、技術提案評価型Ｓ型で求めている技術提案（以下、「通常技術提案」という。）に加えて、軽微な設計図書の変更を許容した技術提案（以下、「技術向上提案」という。）を求める「技術提案評価型ＳＩ型」の試行工事である。
技術向上提案は、発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様案（以下、「標準案」という。）に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の軽微な変更を許容し、さらなる工事品質の向上が図られるテーマについて、競争参加者の提案を求めるものである。提案された技術向上提案について、発注者が採用を決定し設計変更内容を指示した場合は、その提案の実施に必要な費用について変更計上の対象とすることを認めることとする。
本入札公告において単に「技術提案」または「技術提案書」と記載している箇所は「通常技術提案」及び「技術向上提案」の両方を含むこととする。
また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
⑿　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、近畿地方整備局港湾空港部ＨＰ等により公表する。
⒀　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。
⒁　本工事に係る落札決定は、令和８年度予算が開札日までに成立することを条件に行うものであり、開札日までに令和８年度予算が成立していない場合は、落札決定を延期又は取りやめる場合がある。
⒂　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、申請書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が競争参加資格に定める同種工事（全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。
⒃　本工事は、施工期間中の荒天休止の実態に基づき、供用係数の精査及び工事期間の延長が必要な場合は工期の延長を行うものとする。
⒄　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
⒅　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
⒇　本工事は、主任（監理）技術者等未経験の技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
(21)　本工事は、快適な職場環境を促進した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
(22)　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
(23)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
(24)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
(25)　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。
(26)　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。